

○宮崎大学地域資源創成学部実践教育運営委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 平成 29 年 5 月 17 日 令和 4 年 8 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学地域資源創成学部（以下「学部」という。）における実践教育の実施に関する事項を審議するため、学部に設置する宮崎大学地域資源創成学部実践教育運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、学部に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 実習カリキュラムの内容に関する事項
- (2) 実習の質の保証に関する事項
- (3) 実習効果の分析に関する事項
- (4) 地域理解実習及び地域探索実習のグループ分けに関する事項
- (5) 実習先（地方自治体及び企業等）の開拓及び確保に関する事項
- (6) その他実践教育の実施に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長（教務担当）
- (2) 学部教授会から選出された教員 数人
- (3) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 2 号及び第 3 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学部長（教務担当）をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 17 日から施行し、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 3 日から施行する。